

業務委託仕様書

1 案件名称

「もと市岡商業高校」鋼板製仮囲い装飾用シートデザイン等製作及び取付業務

2 事業目的

港区は 1925（大正 14）年に誕生し、2025 年（令和 7）4 月に、区制 100 周年を迎えます。

2025 年は、大阪・関西万博の開催年であり、JR や Osaka Metro の交通結節点である弁天町駅近くにある「もと市岡商業高校」の跡地の鋼板製仮囲いを、区内小・中学生から募集するイラストとともに、港区の風景や魅力、大阪・関西万博を印象付け、イメージ向上につながるデザインで装飾することにより、区民や来街者に対し区の魅力を伝え、また区民のシビックプライドの向上を図るため、鋼板製仮囲い装飾用シートデザイン等製作及び取付業務を行う。

3 履行期限及びスケジュール（案）

履行期限 令和 7 年 2 月 28 日（金）まで

スケジュール 令和 6 年 12 月下旬まで：デザイン案の作成及び調整

令和 7 年 1 月 色校正及びもと市岡商業高校への施工、
ターポリンシートの納品

令和 7 年 2 月 データ納品

4 業務内容

(1) 鋼板製仮囲いのシートの作成にかかる以下に関する業務

ア 工程表の作成

受注から契約完了までの、作業工程を示した工程表を作成し、発注者の承認を得た後に、以下の業務を行うこと

イ シートのデザイン・レイアウトの作成（施工現場は別紙 1 のとおり）

弁天町駅周辺の街並みにふさわしく、区民及び来街者に親しみやすいデザインとなるよう、発注者が提供する小・中学生が応募した図画及び、大阪・関西万博の PR を含め、事業者がもつ企画・デザインのノウハウを活用したデザインを作成すること

ウ デザインに含める内容

① 小・中学生が作成した図画

参考：「わたしの未来・港区の未来」をテーマとしたイラスト募集

<https://www.city.osaka.lg.jp/minato/page/0000630452.html>

（四つ切サイズ 58 c m × 36 c m 程度。最大で小学生部門 7 点、中学生部門 7 点の計 14 点）及び製作者の氏名等の情報。

受注者は図画のスキャンを行うなどしてイラストを取り込み、改変せずに鋼板製仮囲

いのシートデザインに盛り込むこと。(11月上旬には受賞作品が決定する予定です)

②大阪・関西万博のイメージ向上につながるデザイン

大阪・関西万博のロゴ・キャラクター等は、受注者の求めに応じて発注者が提供する。これらを使用する際は、日本国際博覧会協会が示すガイドラインに沿った取り扱いを行うこと。

③港区の風景や、区の魅力を伝える図画等

第三者の権利に関する処理は、受注者が責任を持って行うこと。

本業務により受注者が作成した成果物に係る使用权及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう)は、発注者に帰属するものとする。

ウ 校正(3回程度)

積極的にアイデアを提案し、発注者と十分に協議を行い、デザインの校正を行うこと。

Excel・PDF・JPEG等のファイル形式によるデータを電子メールの送付により、指示を行う。

- ① 校正作業終了後はデータをPDFに変換して、発注者へ提出すること。
- ② 校正は責了とせず、校了まで繰り返し行う。

エ 色校正(1回)

実際に鋼板製仮囲いに使用するシートを用い、4(1)の画像データや文字の大きさなどを確認できるようにすること。色校正の箇所数等は、協議のうえ決定する。

オ シートの作成

- ① もと市岡商業高校の現地確認を行い、シートの作成や貼付方法について検討し、発注者と打合せを行い、了承を得た後に着手すること。
- ② 貼付面は、歩道と接しているため、歩行者の安全に配慮したシートを使用すること。

カ シート及びの素材

- ① 屋外用グラフィックベースシート
屋外耐候性3年程度を有すること
- ② 鋼板製仮囲いを現状復帰できるように、再剥離タイプの粘着剤を使用すること
- ③ シートの貼り付け部分の大きさ(施工現場は別紙1のとおり)
(南門より東側)高さ2m×幅4.8m、(東南角壁面)高さ2m×幅4m

(2) 鋼板製仮囲いシートの運搬・搬入・貼付

ア 現地確認の上、搬入方法を考慮して製作すること。

イ 発注者と協議の上で取付の日程を決定し、もと市岡商業高校の南側壁面へのシート等必要物品の運搬・搬入・貼付を行うこと

【搬入場所】 大阪市港区弁天1丁目5番（住居表示）もと市岡商業高校 南門

ウ 貼付時は建物設備等への破損、歩道の汚損等がないように十分に養生を行い実施すること。これらの設置、撤去、保全維持の対応が必要な場合は、受注者にて行うこととし、危険防止等の安全策を講じること。事故等が発生した場合は、受注者の責任において処理するとともに、速やかに発注者に報告すること。

エ 貼付のための業務用車両の学校内の乗り入れについては、発注者と協議を行うこと

オ 道路使用、道路占用等をはじめとする関係法令にかかる掲出許可手続きを行うこと。

カ 各対応にあたってはその都度、発注者と協議のうえ対応すること。

(3) 掲示用ターポリン素材シートの作成

ア 仕様書4（1）のデザインをもとに、区民まつり等の屋外イベントや、区民センター等の施設内において掲示する横断幕を作成すること。

①仕様書4（1）ウ①の区内の小・中学生イラスト等を含めたデザインとすること。

②ハトメ加工、掲示用のひも等も付属すること。

③同デザインのシートを2枚作成すること。

イ 素材及び大きさ

・素材：ターポリンシート

・横幅3m程度、縦幅については、仕様書4（1）において作成するデザインに準じて設定すること。

ウ 仕様書4（1）同様に、校正や色校正を行うこと。

5 納品物

記録媒体に下記のを保存し、履行期限までに提出すること。各種データを提出するにあたっては、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使って、ウイルスチェックを行うこと。

(1) 鋼板製仮囲いのシート及び、掲示用ターポリンシートのデザインデータ（編集可能なIllustrator等のデータ及び確認用PDF）

(2) 鋼板製仮囲いのシートの設置物の部材や設置方法を示した資料（平面図・立面図を含む）

(3) 工程表（実施した工程及びスケジュールを示したもの）

6 業務の留意事項

(1) 本業務の実施にあたっては、十分に事前協議を行うこと

- (2) 仕様書4の実施、仕様書5を納品し、業務完了報告書を提出することをもって、業務を完了とする。
- (3) 事業の適正な執行を確保するため、本業務の実施期間中、必要に応じて証拠書類の提出を求めることがある。

7 契約金額の支払い

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

8 再委託の取扱い

- (1) 委託業務における主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等）については、受注者は再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を発注者に提出しなければならない。

9 その他

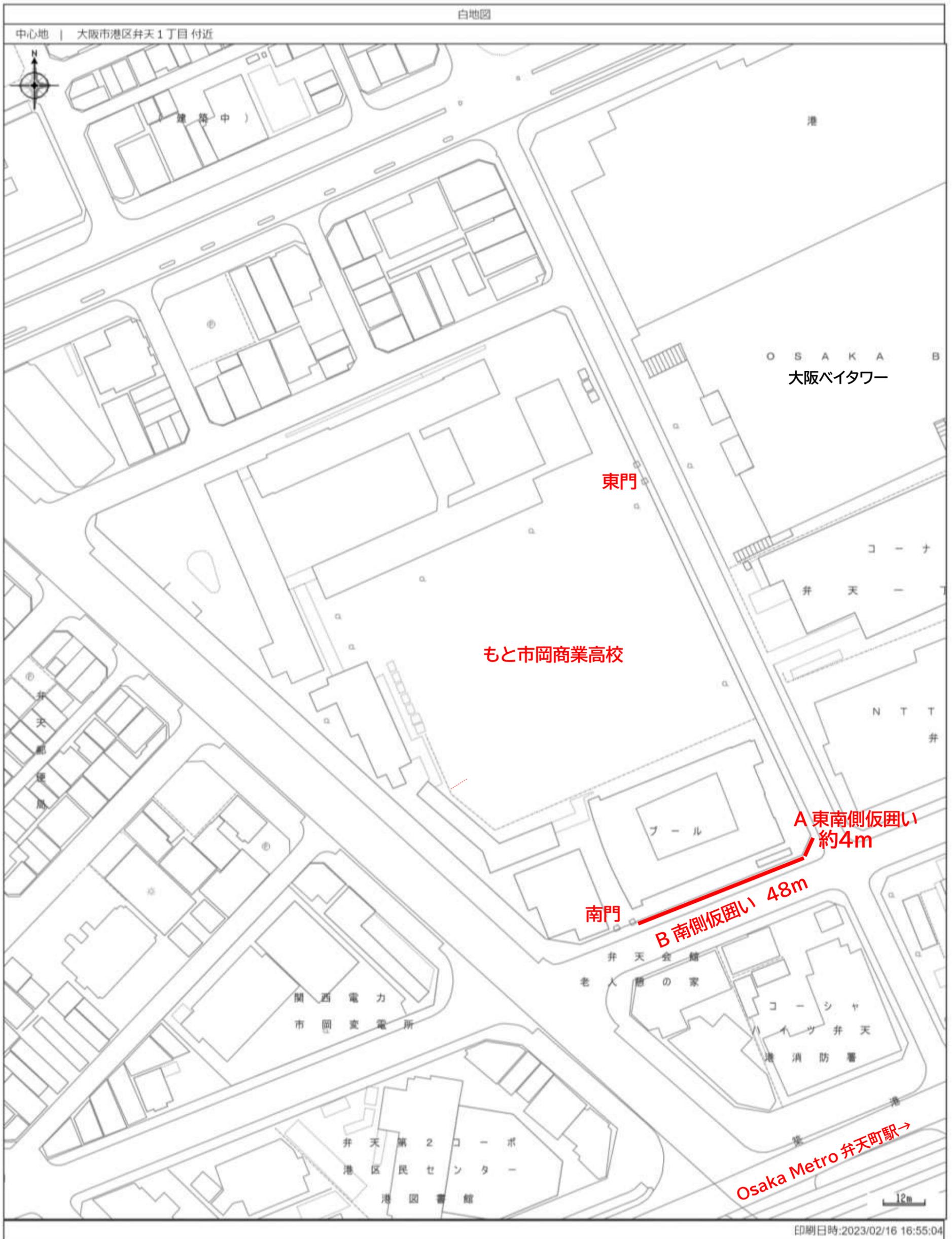
- (1) 事前に工程等及び詳細について協議すること。
- (2) 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行うこと。
- (3) 上記仕様を変更する場合は、その都度、双方協議のうえ決定する。
- (4) 受注者は業務の履行を通じて知りえた業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- (5) 発注者が提供した図画、イラスト等のデータは使用後すみやかに返却すること。
- (6) 本業務により受注者が作成した成果物に係る使用权及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は、発注者に帰属するものとする。（再掲）

10 担当

〒552-8510 大阪市港区市岡1丁目15番25号

港区役所総務課（総合政策グループ） 電話：06-6576-9683

もと市岡商業高等学校 S=1:1000 (A3 サイズ)



A 東南側仮囲い



B 南側仮囲い
(左手前が南門)



南側仮囲い上部



仮囲い裏側

